

中野区教育委員会会議録 平成21年第25回定例会

○開会日 平成21年7月24日（金曜日）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時03分

○閉 会 午前11時53分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員長職務代理	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（9名）

教育委員会事務局次長	田 辺 裕 子
参事（教育経営担当）	合 川 昭
副参事（学校再編担当）	吉 村 恒 治
副参事（学校教育担当）	寺 嶋 誠一郎
指導室長	喜 名 朝 博
副参事（生涯学習担当）	飯 塚 太 郎
中央図書館長（統括）	小谷松 弘 市
統括指導主事	田 村 正 弘
中野区立中学校教科用図書 選定調査委員会委員長	鈴 木 一 男

○担当書記

教育経営分野	落 合 麻理子
--------	---------

教育経営分野

吉 田 真 美

○会議録署名委員

委員長

大 島 やよい

委 員

高 木 明 郎

○傍聴者数

3人

○議事日程

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 7 / 1 6 東京都医師会学校医委員会について
- ・ 7 / 1 9 オリンピックムーブメント共同推進事業少年少女サッカー教室について
- ・ 7 / 2 2 経済同友会の学校と企業・経営者の交流活動による横浜市教育委員会新任校長研修会について
- ・ 7 / 2 1 中野区議会第3回臨時会について
- ・ 7 / 2 3 文教委員会について

(2) 事務局報告事項

- ①平成21年度就学援助認定者数・率（学校教育担当）
- ②区立小学校教員による個人情報の紛失について（指導室長）

[協議事項]

- ①教科書採択について
- ②図書館の新しいあり方（案）について

午前10時03分開会

大島委員長

おはようございます。

ただいまから教育委員会第25回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

大島委員長

初めに、委員長、委員、教育長報告です。

順番は私ですが、今週は特にございません。

飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私もございません。

大島委員長

では、高木委員お願いいたします。

高木委員

私は7月22日水曜日に、経済同友会の学校と企業、経営者の交流活動委員会の仕事というか委任で、横浜市の教育委員会の新任校長先生研修会のグループ討議のほうに行っていました。

横浜市は、人口が367万人の政令指定都市で日本の市町村では一番人口が多いところがございます。市の面積は437km<sup>2</sup>、面積自体は170位ぐらい、そんなに広くはないですね。市区町村としては人口密度が高いほうでございます。

ですから、独立した教育委員会としては規模としては最大で、小学校、中学校、あと市立の高校も結構ありますので、特別支援を合わせると512校ですね。小学校が346校、中学校は145校。在籍は、小・中合わせて27万7,158人、教員数だけでも1万6,000人という大規模な教育委員会でございます。

最初に、昭和女子大学の副理事長の前原さんの講演。「企業トップに学ぶ経営者に求められること、学校への期待」というのがありまして、その後、グループ討議で、「企業経営に学ぶ我が校の人材育成」ということで、私はDグループを担当しました。

Dグループは、小学校の新任の校長先生10人でグループ討議ですね。私から20分ほど経

営者としての心構え、必要なこと、それから人材育成、その後に人材育成のあり方を中心に協議なんですけど、やはり私が教育委員もしていますので、各校長先生の直面する課題とか悩みとか、そういう話になりました。

おもしろいと思ったのは、10人の校長先生のうち、2人は中学校出身だそうです。お一人はもう管理職の段階の前から、お一人は副校長の段階で中学校から小学校のほうへ移ってきてやっている。

横浜市は、新聞報道にもありましたように、平成24年度からすべての市立の小・中学校で9年間の一貫教育を実施するという方針を発表しています。

ただ、校長先生たちのお話ですと、中学校145校あるんですが、一体的にできるような条件なのは今のところ1校だけで、一貫校をつくるという動きは今のところないそうなんです。ですから、基本的には連携教育ということで、やはり校区が広いですから、中野より全然、校長先生の中にはやはり横浜市といっても広うございますので、その中で割と中野のように人口集中のところもあれば、かなりのんびりとしたところもあるので、その中をぐるぐる異動なので、結構校区の違いは厳しいと。

中野区の事例とかもお話ししながら、90分間いろんな、私にとっても非常に勉強になりました。余りに広過ぎるので、来年度ぐらいをめどに市内を4ブロックに分けて、教育委員会の機能の権限を分割する学校教育センター構想というのがあって、今それに向けて一生懸命やっているということでございました。

私からは以上でございます。

大島委員長

では、山田委員お願いいたします。

山田委員

私は、ちょっと1週間前になるんですけども、16日の東京都医師会の学校医の委員会がありました。その資料が、実は後で郵送されたので先週発表できなかったんですけども、1点目はいわゆるアレルギー性疾患の対応についてということで、東京都の教育委員会のほうで、東京都内の幼稚園、小学校、中学校の中で、いわゆるアナフィラキシーショックが起きたときに使いますエピネフリンが入ったペン型の注射液、エピペンというんですけども、これを持っている児童・生徒がどのぐらいいるかという調査が行われて、中野区でも中学校で3人の方がエピペンをもう処方されているということでありました。

ということで、東京都ではこの7月にかけて教育委員会が主催をしまして、教員につい

での研修を行っているということで、7月15日を皮切りに9月28日まで暫時開催するというものであります。

恐らく当該の生徒さんが通われる学校につきましては、この研修会でそのエビペンの使用などについて具体的なお話を聞いてくるのではないかと思いますし、学校でのそういった体制も教育委員会レベルできちんと指導をされているという報告がございました。

あともう1点、これはまだ私も勉強しなきゃいけないんですけども、大田区の学校医会のほうから、欧米諸国などで行われているトランス脂肪酸の規制を学校給食でもしてもらいたいということのようでした。

これは、今学校給食で使われているいわゆる牛乳、無調整乳と調整乳との違いでのトランス脂肪酸の規制ということでもありますけれども、現状がどうなのかということをもよく存じ上げませんので、もう少し勉強してからということですが、トランス脂肪酸という成分があって、その規制について日本では少し表示が甘いということの指摘があったようでございます。後ほどまた勉強してからご報告したいと思います。

私からは以上です。

大島委員長

では、教育長お願いいたします。

教育長

まず、区議会の状況についてご報告します。

7月21日、区議会の臨時本会議が開かれました。これの内容は補正予算の審議であります。総額で5億7,000万ほど補正予算を組みまして、議決を受けたというものであります。景気対策というような形で、さまざまな事業の予算を組んで、そして議決をもらって執行するということになるわけですが、その中で教育費であります。

教育費につきましては、以前にご報告しましたとおり、地上デジタル放送対応テレビの整備ということで、1億2,768万円補正予算の中に入れておりまして、文教委員会も開かれまして、そこの中でもいろいろ議論をいただきましたけれども、補正予算が議決され、これから今年度すべての小・中学校の普通教室と、それから音楽室、それから職員室に1台分配していくということになります。財源が、これがすべて国のほうの補助金と交付金で賄われるということで、区の持ち出しはないということでもあります。

それから昨日7月23日、文教委員会が開かれました。

いろいろ報告事項がございましたけれども、まず軽井沢の少年自然の家事件の再発防止

につきまして、今後の対応ということで報告いたしました。

それから、もう既に教育委員会のほうでもいろいろご報告しているところですが、これからの中野の教育検討会議の設置について、それから学校統合委員会の設置について、第九中学校・中央中学校統合新校の校舎建設について、それから20年度の外部評価について、それから図書館の新しいあり方について、それから今後ご報告することになるかと思えますけれども、中野区地域スポーツクラブの設立計画の案について。それから、口頭で後でまたご報告しますが、中野区の小学校におきます個人情報の紛失について報告をいたしました。

それから7月19日ですが、中野区と東京によりますオリンピックムーブメント共同推進事業ということで、少年少女サッカー教室というのが啓明小学校の体育館と校庭を使って行われました。

これ、オリンピックムーブメントというのは、オリンピックのよさをいろんなところでPRしていこうというようなことで進めているものなんですけれども、今回サッカーということで男子と女子のアトランタオリンピックに出場した選手をお呼びして、トークショーと、それから実技、指導ということで、トークショーは体育館の中で行いましたし、あと午後から実技を啓明小学校の芝生の校庭でやっただけです。

啓明小学校は、芝生がちょっと一部まだ削れたままで回復してなかったものですが、ちょっと惜しかったんですけれども、大分、一時ひどかったんですけれども、かなり啓明小学校の芝生につきましては、一時かなりえぐれて、真ん中あたりが危ない状況だったんですけれども、大分回復してきて、この日に合わせて全部回復するという予定だったんですけれども、スプリンクラーが壊れて全部回復しなかったという、そんなことがあったようでございます。

ただ、本当に子どもたちは百数十人参加しまして、ボールを持ってきて本当に楽しそうにやって、話も聞いてましたし、実技についてもやったということでございます。

私からは以上です。

大島委員長

では、今の各委員からの報告につきまして質問、ご発言ありますでしょうか。よろしいですか。

私からちょっと、山田委員の今のお話の中で、トランス脂肪酸の話があって、まだちょっと勉強中なのでということで、またそのうちお話いただけるかと思うんですけれども、

トランス脂肪酸という言葉はテレビなどでは聞いてまして、私も健康を気にしている立場からは気になるところなんですけれども、給食ということと結びつけて考えたことが、そういえばなかったんですけれども、給食という意味からは、今までほとんど言われたことはなかったのではないかと思うんですが、先生のご存じの中でどうでしょうか。

山田委員

私も余りよくわからないですけれども、いわゆる学校給食で使用されている、例えば業務用の油に含まれているトランス脂肪酸の表示などを、生産者に求めるということが必要なんじゃないでしょうか。世界的にWHOではそのトランス脂肪酸の摂取量を、摂取エネルギーの1%未満にしたほうが良いというような警告が出ているということで、こういったことが出てきたんじゃないかなということでもあります。

もう少し詳しいことがわかりましたら、またご説明をさせていただきます。

大島委員長

お願いいたします。

ほかにご発言よろしいでしょうか。

<事務局報告事項>

大島委員長

では、次に事務局報告に移ります。

では、事務局報告の1番目「平成21年度就学援助認定者数・率」について報告をお願いします。

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

それでは、「平成21年度の就学援助認定者数・率」につきましてご説明いたします。お手元の資料をごらんください。

就学援助と申しますのは、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品とか給食費とか提供する、補助するというものでございます。

まず一番上ですが、小学校につきましては、在籍9,032名中2,045名認定ということで22.6%でございました。中学校でいきますと、3,419人中1,004人、29.4%ということで、中学校のほうが毎年多いということがございます。合計では、1万2,451人中3,049人ということで認定率としては24.5%になっております。

その下のところで、過去10年間の推移をお示しいたしました。

全体としての傾向といたしましては、在籍数は横ばい、やや減り気味ですが、認定率としてはおおむね上昇傾向になっておりまして、平成16年度以降は全体としても24%以上ということになっていきます。

21年度につきましては、20年度がやや減ったということも、全体としては減ったのではありませんが、21年度は20年度に比べまして認定率はふえております。小学校は横ばいですが、中学校のほうでふえたということでございます。

それをグラフにしておりまして、就学援助を受けることができる方というのは、生活保護を受けている方と、それから就学援助基準、前年度の所得合計額が就学援助基準額に満たない。おおむね生活保護基準の1.2倍というふうにされておりますが、それに満たない方が、いわゆる準要保護ということで対象となります。

就学援助の内容につきましては、そこにありますとおり学用品等々、給食費と。一番大きいのは給食費の実費支給ということでございます。

以上、簡単ですがご報告とさせていただきます。

大島委員長

では、ただいまの報告につきましての質問、発言ございますでしょうか。

私からちょっと1点だけ。今の報告の資料の参考ということで下に書いてあるんですけども、受けることができる方ということで、(2)のほうで世帯の所得の合計額でということで、この条件がありますけれども、これはある程度機械的な資料で、区のほうで例えば把握している住民税とかの基礎となる金額とか、そういう数字がこの条件に当てはまれば、それ以上の実質的な審査みたいな、家庭状況がどうだからこの人はいい、この人はだめとか、そういうような審査をしているのか、ちょっとその辺をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

前年度の所得につきまして、その証拠となる書類を出していただいて、もっぱら経済的な状況だけで判断させていただいております。

大島委員長

わかりました。

ほかにごございませんでしょうか。

じゃ、飛鳥馬委員、どうぞ。

飛鳥馬委員

中学校のほうが多いというのは、どう考えたらいいのかなという、理由があるかどうか

ちょっとわかっただけですが。よく見てみると、でも平成14年までは小学校と余り変わらないんですね。15年からだんだん開いてくるんですが、費用はいろいろかかると思うんですが、何かお気づきのことあるんでしょうかね、どうでしょうか。

大島委員長

はい、どうぞ学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

きちんとした分析はしてはございませんが、まず母数自体で、小学校から私立に通われてる方もいらっしゃるのので、全体の母集団の問題もあろうかと思えます。というのが一つですね。

もう一つは、生活保護の基準額が保護者の年齢によって、年齢が高くなるほど基準額がちょっといわゆる緩和されるという形がありますので、認定しやすくなるといったような原因があるかと思えます。

そのご指摘の15年度から開いてきたというところは、ちょっと申しわけございませんが、十分に分析してございません。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

この就学援助の認定に関しては、たしか中野区の場合は子どもたち全員に配って、申請する、しないにかかわらず他人に匿名というか、そういう形で出して回収という形で非常に個人に配慮した形にはなっていると思うんですが、私が聞いた範囲で、他区では例えば学校で回収することに関してちょっと抵抗ある保護者もいるので、郵送で担当のほうに希望者だけ送るといった方法をとっている区もあると聞いてるんですよ。

ただ、費用のことを考えると、回収で認定者3,000だと3,000掛ける郵送代の切手代がかかるかなと思うんですが、逆に言うと学校さんの手間は減るかなと思うんですね。そこら辺どうですかね。そういう方法も検討の余地があるんでしょうか。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

今のところは、委員ご指摘のように全員に配り、それから全員から回収ということで、その辺の配慮をさせていただいているということではございます。

郵送ということについても、時々お話はあるんですけども、今のところはちょっとそこまでの検討はしてございません。

大島委員長

ほかには。

はい、どうぞ。山田委員。

山田委員

援助を受けることができる方の生活保護世帯と2番目との割合というのは、最近どうなっているか、何か傾向があるのかどうか。

それから、生活保護に対しては一定額がある程度支払われると思うんですけども、準要保護については、支給される場合とか、あと給食費の納入とかいろいろあると思うんですよね。生活保護の場合には、全体の中での話になるかと思うんですけども、その辺の違いもちょっと教えてもらえればなと思うんですけどもね。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

このお示しした認定者数3,049人ですが、その中で要保護は206人いますので7%ぐらいです。大部分が準要保護ということになっております。

おっしゃるとおり、生活保護については生活全般にわたって全体を見通してるということですが、準要保護についてはその個別の援助ということです。

ただ、学校、費目というんですか。給食費の実費支援とか学用品の援助とか、そういったものの金額については、要保護、準要保護等の区別はありませんので、同じ金額を支援しているということなんです。

大島委員長

そのほかにはよろしいでしょうか。

どうぞ。

飛鳥馬委員

今の生活保護との関連も、専門違うので比較は難しいと思うんですけども、生活保護もふえているのかどうかですね。割合的にこの準要保護に比べてね。それはわからないと思うんでいいと思うんですけども、これも別に答えただかなくてもあれなんですけど、ちょっと心配していたのは、こういう景気状況なので失業とか倒産されて準要保護もふえ

ているのかなとちょっと思ったんですけども、そんなに極端にふえてないので、そういう影響は余りないのかなという気もしないでもないので、今ちょっとこの数字を見ただけの感想ですけども。

以上です。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

細かいところはよくわかりませんが、生活保護全体としてはふええるというふうには聞いております。

それから、これはまた21年度は前年度の所得に基づいて算定してございますので、来年度はちょっとまた違った傾向が出てくるんじゃないかなと思います。

大島委員長

どうぞ、山田委員。

山田委員

医療の現場で、やはり生活保護世帯はふえてるという実感がありますね。

それから、どうしても何らかの事情でお父さん、お母さんが別れたりなんかした場合に、どうしても女性が一生懸命就労しても、賃金が安いためにお子さんが2人ぐらいいますともう追いつかないですね。確実に追いつかないので、生活保護にならざるを得ないという状況もあるんですね。

だから、どうしてもひとり親世帯になってきますと、幾ら頑張っても生活保護を受けざるを得ないケースも出てくるという、非常にこの辺は、またそれからこの不景気なので、来年度はもっとふえるんじゃないかなと思います。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

では、次の報告に行きたいと思います。

次に、「区立小学校教員による個人情報の紛失について」の報告をお願いいたします。

どうぞ。

指導室長

それでは、「区立小学校教員における個人情報の紛失について」ご報告申し上げます。

まず、概要でございますが、区立小学校の男性教員が、児童の氏名、それから学年等の

入った個人情報81名分が入っているかばんを紛失したということでございます。

経過でございますけれども、先週7月17日の夜、区立小学校の教員56歳が、退勤後に飲食店に立ち寄り帰宅するまでの間に、このかばんを紛失いたしました。翌18日の土曜日に紛失に気がつきまして、利用した交通機関や飲食店に確認をするとともに、警察に遺失届けを出しております。

1週間たって所在が不明でございましたけれども、けさほど校長から連絡がございまして、警察に届いていたということで無事発見がされました。校長と本人が警察で中身を確認したところ、すべてのものがそのまま入っていたということございました。

いろいろご心配をおかけいたしました、ということでございます。ただ、個人情報が一時行方不明になったということについては事実でございまして、その中身としては評価に関する資料81名分と、実際に子どもたちが算数の時間に使った学習のプリント2学年分ということでございます。

学校の対応といたしましては、昨日夕方4時から臨時保護者会、全校保護者会を開催いたしまして謝罪するとともに、経緯、それから今後の対応についてご説明をいたしました。また、けさ発見されたということでございますので、改めて保護者会ではなく、別な形ですべての保護者に発見されたということについてご案内する予定であります。

また、教育委員会の対応でございますけれども、個人情報の管理の徹底については指導してきたところでございますけれども、本日5時から臨時の校長会を開催いたしまして、この事実について報告いたしまして、改めて個人情報の管理の徹底について指導してまいりたいと思っております。

ご心配をおかけいたしました、とりあえず無事発見されたというところまででございます。

以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの報告につきまして、ご質問、ご発言ございますでしょうか。

はい、どうぞ、山田委員。

山田委員

重要な書類を紛失されたということも大変なことだと思っておりますけれども、事後処置として、翌日に警察に届け出た時点で教育委員会のほうに報告があったのでしょうか。これによりますと、恐らく7月21日にわかったというふうなことで、その間タイムラグ

があると思うんですけども、その辺はいかがなものでしょうか。

大島委員長

はい、どうぞ。

指導室長

7月17日の夜紛失して、18日に本人は気がついておりますけれども、実は校長に報告があったのが今週火曜日21日の夕方ございました。校長がそれを知って、すぐに指導室にお話ございましたので、その間、この教員は校長にも、もちろん教育委員会にもこの事実については知らせていなかったということがございます。

ここも大変な問題でございますので、本日の校長会で改めてこの部分も指導したいと思います。

大島委員長

どうぞ。

飛鳥馬委員

なかなかそれは難しいことだと思うのですが、時々あるわけですね。中野区と限らず、情報が紛失された。

私も現場にいましたので、先生方忙しいので、ついついやっぱり自宅に持ち帰ってというのがあるんですよね。多分、教育委員会、指導室、それから校長先生通じて、できるだけ持ち歩かないようにという指導をされていると思うんですね。こういうことがないように。それでも、やっぱり持ち歩かないと、自宅でやらないと間に合わないってことは実態ですよ、先生方の。それは、個人個人事情があるかと思いますので、行事が重なるとか家庭の事情があるとかね。体調があるとかということ、やっぱり成績つけるまでに、うちで土曜日、日曜日、評価しないと間に合わないということがあって持ち歩くということはあるので、だからそこをどうするかということ、非常に難しいことなんですけど、だから、私もたまに電車に乗っていて2回ほど見ましたけれども、電車の中で作文読んでいる先生とかね。ひょっとすると、低学年の丸つけしてたりする先生いるんですけども、忙しくてできないのかなと私は見て同情してるんですけども、ということがあるのですが、だから持ち出さないようにという管理の徹底をすると、学校で遅くまでやってないいけない。それでも間に合わないというのが実態があるので、その辺の矛盾があると思うんですけど。

ただ、今一つこれちょっと考えられるのは、やっぱり個人の自由もちょっと規制になっ

てしまうのですが、紛失した場合の事例をニュース等で見ると、今回のようにちょっとどこか寄り道したとか、車の中に置いておいてパチンコやってたとかね、たまに聞きますよね。

だから、そこまで言えるかどうか指導室としては難しいところなものですけれども、持ち出してはいけないというのが原則だと思うんですが、やむを得ずそういうことがあったらもう真っ直ぐ帰ると、寄らないと、そのぐらいにしないと、やっぱりなかなか直らないと思うんですよ。持ち出して、わざわざ寄ってとか車でパチンコとかそんなのがあったらとんでもない話だと私は思うので。

だから、持ち出すほど忙しいんだから真っ直ぐ帰りなさいと。それぐらいちょっと指導しないと、なくならないのかなと思うんですけれども、気をつけてくださいだけじゃ、やっぱり難しいかなという気がするんですが、感想ですみません。

大島委員長

どうぞ、指導室長。

指導室長

飛鳥馬委員おっしゃるとおりでございまして、やはり持ち帰らざるを得ない場合がございまして、ただ、原則としてやはり個人情報ですから、持ち帰らないということはもうあくまでも言い続けることが大事だと思います。

ただ、やはり万が一やむを得ない場合については、ちゃんと校長先生に申し出て許可を得ていただくということと、さらに今お話のように自分が個人情報を持っているんだという自覚を持っていただくということがとても大事なことで、今回のように寄り道をして飲食をすとか、どこかに置きっぱなしにすとかというような意識ではとても困りますので、この辺の意識をやっぱり高めていかなければいけないということがあると思います。

大島委員長

そのほかにご発言ありませんでしょうか。

では、そういうことで我々多分教育委員全員非常に啞然として、ショックというか意識を何とかしなきゃという思いは同じですけれども、今飛鳥馬委員が代弁してくださったので、そういうことで。

どうも多分ベテランの先生—今回の年齢から見て、だと、日常的ななれというようなのも、意識にちょっと反映して、自覚が薄くて校長先生にもなかなか報告しなかったというようなところがあるんで、なかなか意識改革というのは個人レベルにまで落ちてくるんで、

上からだけではなかなか難しい面があると思いますけれども、そこを何度も何度もいうことでやっていただきたいと思っております。

それでは、ほかに報告事項ございますでしょうか。

<協議事項>

大島委員

ないようですので、それでは協議事項に移ります。

協議事項の1番目「教科書採択について」につきましては、教科書採択に関する審議のため、非公開での審議を予定しております。

したがって、先に協議事項の2番目「図書館の新しいあり方（案）」についてから協議を進めさせていただきます。

それでは、「図書館の新しいあり方（案）」について協議を進めますので説明をお願いいたします。

どうぞ、中央図書館長。

中央図書館長（統括）

それでは、「図書館の新しいあり方（案）」につきまして、これは6月12日に一度ご協議いただいたものでございますが、その後6月26日に図書館運営協議会の報告が出されました。その中で、高木委員のほうからその提言について、実効性の担保をもう少しきちんと諮る必要があるだろうということで、改めて提言との調整を整合を図るような形で検討いたしました。

それから、このあり方（案）が、今後出されます区の10カ年計画、そちらのほうに具体的な取り組みということで反映をしていくという考えで、このあり方の案をまとめてございますので、10カ年計画との整合性ということで、区長部局のほうとも調整もさせていただきました。

そういった調整を踏まえて、もう一度整理をしたものを本日も報告させていただきたいと思っております。

前回からの主な変更点ということで、資料の1枚目にまとめてございます。それと、資料の一番最後のほうに、A3判のとじ込みの資料1、2がついておりますが、資料1のほうと、この1枚目の変更点、ちょっと同時にとじてあって見にくいかと思うんですが、少し行ったり来たりで見ていただきながら、内容を確認していただければと思います。

まず、最初に目指す図書館像のところなんですが、各図書館像に係るイメージを明確に

するため、各用語に補足的な副題を付したということで、これは実は前回議論いただいたときに、この課題解決支援型の図書館ネットワーク型図書館について、高木委員、それから加えて飛鳥馬委員のほうからも、なかなかやっぱりイメージとといいますか、いろいろちよっとその辺のところでもわかりにくい部分があるというご指摘もございました。

そういったことで、この課題解決型支援図書館については、図書館が区民の学びと自立を支える場であるということ、それからネットワーク型図書館については、区内のどこでも図書館機能が形成されているということで、そういった少し副題をつけてイメージがわかりやすいように、特にそのネットワーク型図書館につきましては、これは一番最後の資料2のとじ込みの図をさらに加えてございます。

区内のどこでも図書館機能が形成されているということで、こちらにあるような目指す図書館像ということで、現在の図書館の機能というのは、この資料2の図のところですが、青印があります中央図書館、地域図書館、こちらで基本的には図書館機能とといいますか、図書の貸し出し、返却、あるいは区民からの情報提供とといいますか、レファレンスサービスといったようなこともやっているわけなんです、それ以外に区内にいろいろ点在しております地域センター、すこやか福祉センター、あるいは消費者センター等々、いろんな施設、それらに図書の貸し出し、返却などとしてのサービスポイントの機能が加わる。

あるいは、さらにその外側の輪ですけれども、黄緑色になっております学校の図書館ですね。小・中学校の図書館、これを地域開放型にして、地域の子育て親子などが、そこで最初に読書に触れる機会、あるいは交流の機会といったような、そういう図書館機能を果たすといった、全体としてこのネットワーク型図書館、どこでも図書館というものがわかりやすいような形で図式化をいたしました。

それから、また最初の変更点のところですが、次が目指す図書館に求められるもの、今後の取り組みということで、これはとじ込みの資料1の施策のところです。

最初に、蔵書構成の充実と各館の個性づくりというところですが、前回のところでは蔵書の整備目標ということで120万冊、また図書更新率10%ということで、数字を具体的に上げていたんですけれども、ただ、具体的にこれらにつきましては根拠に乏しいとといいますか、基本的にはその年度年度の予算措置によりまして、こういったものを措置していくわけなんですけれども、基本的に具体的な数値目標というにはなじまないということで削除をさせていただきます。

それから、取り組みの方向の中で、多様で個性ある蔵書構成に加え、専門性についても

より明確にするような形での書き込みを加えてございまして、それからまた、各館ごとに共通に配備する基本的蔵書に加え、重点収集を行う個性化された蔵書構成を例示したということで、この図の中で、例えば子育て環境、健康・医療等々、幾つか例示がされてございます。こういった各地域図書館ごとに個性を打ち出していくということで、これも非常に文章だけだとわかりにくいという部分もありますので、具体的なものを例示として挙げております。

それから、図書館サービスの向上のところですが、図の中では真ん中のところですが、ここに障害者・高齢者サービスの充実を追記いたしてございます。これにつきましては、先ほどちょっと申しました図書館運営協議会の提言の中でも、今後の取り組みということで障害者・高齢者サービスの充実をうたってございまして、これからの図書館サービスの向上を考える上で、やはり大きなファクターだろうというふうに思っております。

それから、前回のところで地域図書館の開館時間をシフトするというので、具体的な時間を明記しておりましたが、この辺のところは具体的な時間の明記は避けまして、いろいろこれから区民サービスを考える中、区民の方々のいろんな意見も聞いていくということもあわせて、当初から具体的な数値として出さないということにいたしました。

それから、地域図書館の整備というところでございます。これにつきましては、今後地域図書館の整備を図っていく場合、多くの区民にとって利用しやすい交通の利便性が高いところで、必要な施設規模、内容と機能を有するものとして整備を進めていく必要があるということで、前のところでは、この地域図書館について改築等の条件が整ったところから順次整備するというので、具体的に本町図書館を挙げて記載をしていたわけなんです。これも区長部局との調整の中で、このあり方そのものは10カ年計画に向けた基本的な考え方を示すということでございまして、こういった施設整備など、具体的な、特に財政的な非常に大きな負担を伴います計画等については、役割分担といいますか、それは本来は10カ年計画の中で示すものであって、基本的な考え方の中では一つ標準系といいますか、モデル型の地域図書館ということを示すということで、きちんと仕分けをしたほうがいいということで、その辺の調整を図りまして、今回の書き込みの中では標準系として整備する地域図書館というふうにまとめをさせていただきました。

それから、地域開放型学校図書館の整備ということで、ここでは前回記載されておりましたボランティア団体との協働活動の展開というものを新たに入れました。これも、図書館運営協議会の提言の中で、今後のボランティアとの協働関係ということの特に提言

してございますので、積極的にその辺のところも今後の取り組みの中に、あり方の中に記載をしていきたいということで落としてございます。

それから、一番下の運営体制のところです。

指定管理者制度の導入に向けた考え方ですけれども、公正な図書館運営、政策的な企画調整機能をきちんと確保するというを追記したということで、これは本文の中にその部分書き込みをしてございます。10ページのところに、一部そういった部分を記載をしてございます。

それから、図書館の基盤整備の実施の期間として、前は具体的に22年度から24年度、また指定管理者制度の導入ということで、25年度以降という具体的な数値を入れていたんですが、これもやはり区の10カ年計画との関係の中で、あり方そのものについては基本的な考え方を示す、具体的にそれをいつどのような形で政策として取り組みの事業として入れていくかというのは、やっぱり10カ年計画の役割分担といいますか性格ということもありますので、今回の中ではその年次は削除いたしてございます。

それから、指定管理者制度の導入に向けた課題の中で、機械化による防犯省力化の推進については、こういった機械化等を進めるに当たっては、あくまでも主眼といいますか、それは区民へのサービス向上が主になるものであって、こういった防犯省力化といったような内部的な形での管理ということではなくて、今後こういった機械化を進めるに当たりましては、開館日の拡大とか開館時間の延長などに結びつく区民のサービスの向上につながる、そういったものとして導入を図っていくんだということで表現を改めております。

あと、全体を通してですけれども、ハイブリッド型図書館とか、かなりちょっと横文字といいますか、なかなかまだ一般的には流通してない言葉を幾つか使ってきた部分もございまして、その辺の言葉の使い方も改めて整理をいたしました。

このような形で、一度整理をいたしてございます。

それで、今後なんですけれども、このあり方につきまして、きょうご報告し協議いただくわけですが、この後、すみやかに区民の方にホームページ等々を通して公開をいたしまして、ご意見など募集をしていきたいというふうに思っております。

それから、8月に入りましたら区民の方と意見交換の場なども設けて、少しこれを広く区民の方々の議論の場に供していきたいなというふうに思っております。

以上です。

大島委員長

では、今の報告につきまして質問、ご発言。

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

3 ページのところの(1)のところに、課題解決支援型図書館というのがございますが、そこにサブタイトル「図書館は区民の学びと自立を支えている」と。文章を見ていくと、そのところの2行目でしょうか、右のほうに「区民が求める生活や起業、地域の課題解決を支援するための資料情報の提供や専門的対応もできる」というふうに書いてあるんですが、ちょっと私わからないんです。区民の自立を支えるためという、一つの事例なのかもしれませんが、起業というのは会社を起こすとか、お店を運営する、そういうところのアドバイスのことを言ってるのかなと思うんですが、そうしますと専門的な対応もできるようにするということは、図書館、いわゆる活字とか何とか、そういう資料ではなくて、人がいて、その人のところに行けば起業についての相談ができるというシステムにするのかどうかですね。

ということは、例えば飯田橋の職業ハローワークに行くと、別館でちゃんとそれ起業専門の担当者がいて、市場調査から雇用から社会保険のことまでアドバイスするわけですね。それから、実際届け出となると、行政書士なり司法書士なり、そういう人まで紹介して書類をつくと。そこまで行って、私は起業支援に結びつくのかなと思うんですけれども、そういう機能を持たせることを考えているのかどうかですね。どうなるのかなという気がします。

大島委員長

どうぞ、中央図書館長。

中央図書館長（統括）

この課題解決型のその図書館という発想そのものが、これ実は2006年ですけれども、文部科学省のほうのこれからの図書館像という一つの提言といいますか、有識者会議のほうからの提言の中でこういった考え方が打ち出されてございます。

この今お話がありましたような形で、特に中野区内8館図書館ありますけれども、いろんな形で、起業ということ言えば、例えばビジネス支援とか、ある程度各図書館ごとにそういった個性を持ちながら、例えば今委員のほうからお話がありましたような専門的な課題に対応するための人材といったようなことも、将来的には対応できるような、そういった形を考えていきたいというふうに思っています。

要するに、ハローワークとかいろんな形での支援の部分もございます。図書館は図書館として、そういった部分として支援できる部分ということで、ある意味でチャンネルといえますか、それが広くできるというような形になるのかなというふうに思っています。

特に、図書館の場合、自主的な形で自分で調査研究をするという形が主体になりますので、そういった意味でその部分に対するサポートといえますか、そんな形になるのかなというふうには思っております。

飛鳥馬委員

人材まで用意することは非常に大変なことだと思うのですが、それをチャンネルにして紹介をするという、インターネットでつながるみたいな、そういう場合はここ行ったほうがいいですよというのならわかるのですが、人材までそろえるということはいかななものかというのが1点と、やっぱり起業と書いてありますので、むしろ起業よりも、もうちょっと考えれば区民の要望は起業するような人というのは非常に少ないだろうと思うんですね。そうじゃなくて、もうちょっと職業につきたいと、要するに職業訓練ですね、簡単に言ってしまうと。そういうところまで踏み込めるのかどうかですよね。起業というのは、要望というか需要が少ないだろうと思うんですよね、起業というふうに言われてしまうと。

だから、そうじゃなくて、区民の立場から言えばもうちょっとそういう仕事に困っているんですけども、どこへ行ったらいいですかみたいな、そういう相談のほうが私は需要が多いと思うんです。それ図書館の役割でないかもしれない。ないかもしれないけれども、起業と書いてあるので、それにちょっと関連づけて考えているんですが。

つまり、そういうことまでやるのが未来の図書館なのかなと、いま一つ私ちょっと腑に落ちないので、理解できないので言ってるわけです。

以上です。

大島委員長

はい、どうぞ中央図書館長。

中央図書館長（統括）

例えば、職を求めるとか、そういったところについては、これは本来の図書館の機能じゃありませんから、いろんな形で先ほど言ったとおり、自分でレベルアップを図るとか、いろんな動機があると思うんですけども、図書館の中でもいろんなビジネス支援の情報とか図書なんていうのは用意しておりますし、そういう意味では主体的に自分で何かこの

活動をする、研究をするというものに対しては、側面的な形での支援を行うという形になると思うんです。

例えば、何らかの形で職を求めたいといったようなときには、それは本当に緊急性になりますから、そういったハローワークなり何なり、きちんとしたところにアクセスをするということになるかと思います。

図書館の場合は、先ほど言ったとおり、ある意味一人一人が主体的に調査研究するものを、どういうふうな形でそれを資料として、あるいは情報として提供できるのかというのが、図書館本来としての役割なのかなというふうには思います。

それから、人材ということなんですけれども、いろんな形で各図書館ごとに個性を持たせながら、その個性に合った形での対応できる人材を、将来的には配置をしていきたいと思っておりますけれども、基本的にはやはりレファレンスの延長だと思っただけですね。そこですべてが解決するとか、すべてを案内をするとかいうことではなくて、主体的に区民の方がそういった課題についていろいろ自分で調査をし活動をするというものに対して道案内ができるような、そういったある程度専門性にも優れた人材というものを、できればそれぞれ各館ごとに、各館の特色に合わせて蔵書構成をするとともに、人材もある程度そういったものとして配置ができるような、そういう形をとりたいと。

それは、将来的にもう少しきちんと管理運営体制の中で、将来に向けてもう少し基盤の整備を図り、あるいは指定管理者等の整備を進めていく中で、あわせて実施をしていきたいというふうな見通しでございます。

飛鳥馬委員

私だけ言っちゃって申しわけないですが、例えば、中学校や高校だと進路指導というのがありますね。大体、学校の図書館に「なるにはブック」とかシリーズものがあるわけですね。消防士になるには、公務員になるには、警察官になるには。子どもはそういうのを喜んで読むわけですね。そういうものを見ながら、どういう高校へ行こうとか大学へ行こうとか専門学校へ行こうとかを考えるわけですね。非常に大事な教育の一環なんですね。

だから、そういう要望はもうちょっと区に広げていってもいいような気がするのですが、業を起こすじゃなくて、もうちょっと区民の方がそういうことが学べるような種類のものを、蔵書もちゃんと整えますとか、そういうアドバイザーみたいな相談員も何か考えますというのであれば。

どうも、起業というのは私非常にしっくりしないので、だからといって職業紹介をしろ

と私言ってるんじゃないんですね。要は、人間の生き方そのものですよね、進路というのは。何になるか。そういうものに対して、やっぱり図書館がどれだけ区民の方に援助できるかというもので考えていったほうがいいような気がするんですけども、起業を入れてもいいですけども、自立をとというふうに言っているわけですから、ここで。

以上です。

大島委員長

はい、高木委員。

高木委員

今の飛鳥馬委員の質問に対する回答をお聞きしていると、この課題解決支援型図書館というのは外したほうがいいんじゃないのかなと思うんですけども。

私は8ページのところで専門的な案内・対応もできる人材を配置した総合案内コーナー、それから、課題解決支援のための専門的なオンライン・データベースなどのコーナー、これすごくいいと思うんですけども、ただ、じゃ、具体的にどのように展開して、どういう状況になったら課題解決型図書館というイメージしたものになるんですかねという質問をしようと思ってたんですが、将来的にこういうことをやったらいいなというお話のご説明だとすると、基本的には蔵書で自分で調べてくださいということだと、全然課題解決支援型じゃなくて、今までと同じだと思うんですよ。

そうすると、これを読んだ区民の人は、何かやっぱりこれから起業しようと思ったら、単にこの本を読んでくださいじゃなくて、もうちょっといろんな生のアドバイスだとかしてもらえなと思っちゃうので、今のご説明でとどまるんであればまずい。

いきなり、でも確かに予算もありますから、人材を配置とかできないと思うんですけども、でも大きく年限とか書いてませんけれども、10カ年計画との連動なんですから、おむね今後10年ぐらいのイメージでこれぐらい、20年先、30年先のことは今わかりませんからね。ただ、5年先、10年先ぐらいはこれぐらいを目指しますよというのを、ある程度区民の方にわかるような形で出すとすると、理念として課題解決型、ネットワーク型というのは、もちろん文科省のほうでも言ってますし、私もいいと思うんですよ。それをどうブレークスルーして、中野区としてはここ5年、10年でこうしますよというのをもうちょっと出さないと、ちょっと何かまずいなという気がしますので。

きょうそういう話をしちゃうのは、それ自体が教育委員会としてはまずいと思うんですけども、何かもうちょっとやっぱりこう区民の学びをレファレンスサービス以外でサポ

ートしていきますよという話をしていたかないとちょっとまずいかな。

例えば、いろんな起業を支援するグループが、経済同友会でもセミナーとかやっていますから、そういったところを連携して、地域図書館で勉強会を開きますとか、何かできないかなと思うんですけどもね。

大島委員長

はい、どうぞ。中央図書館長。

中央図書館長（統括）

基本的には、今高木委員のおっしゃった、当然そういう形を方向性等で目指しているわけですね。

大体図書館に来る場合は、自分で主体的に何かに取り組みたいという意思を持ってくるわけですから、その意思に対してどういう形でサポートできるのか。基本的に図書館というのは、蔵書を持って情報を持っているわけですから、そのある情報なり図書を基本的に紹介をするとともに、そこに人材を張りつけるということは、その人材から何らかのいろんなアドバイスができる。それをもとに、例えばこの見解の中にも、今委員がおっしゃったような講演会みたいな形で事業を組み立てるとか、そういう形も当然将来像として持つ。

ただ、この中で具体的にちょっとイメージとして、数値的な目標なり何なりというのはちょっと落としづらいなど。基本的な考え方ということで、あり方ということで示してありますので、今後そういったものを一つ一つ展開する中では、10カ年計画なりビジョンなりの中で、具体的なプログラムとして当然出てくるだろうというふうには思っています。

今、高木委員のおっしゃったような形での将来展望ということで、全くイメージとしてはそのとおりかなというふうに思っています。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

どうぞ、山田委員。

山田委員

私も、基本的なところなんですけれども、今の中央図書館という図書館のレベルと、地域図書館というレベルとの格差がかなり激しい。地域図書館を利用されている方は、どんな目的のために何を期待しているのかというところが、実際に私は余り見えてきてないんですけれども。それと、きょうご提言されているように、どこでも図書館というような構想、そうしますと、本当に地域図書館って必要なのか。区のいろんな施設がありますよね。

例えば学校であったり地域センターであったり、そういったものとの複合的なものの中でのやっていき方とかね。そういったことの大きな視点も要るんじゃないかなと。

要するに、図書館は中央図書館で蔵書をいろいろ確保してますから、そこでのやりとりの中で自分の希望する本は頼めるわけですから、読める空間とかいうものの確保ということ考えた場合に、今の地域図書館のレベルでは、申しわけないですけども読むスペースもない、蔵書も少ないということになると、もうちょっと壮大なスケールの中で、中野区として、じゃ、図書館をどのような機能の中に入れていくのかということの発想をされたほうが、10カ年の中でということですが、10カ年でなくてもいいと思うんですね。20年先でもいいと思うんですけども、そういったことで、例えば僕なんかやっぱり中央図書館レベルがもう一つぐらいあってもいいんじゃないかなという、それが今の問題解決型を目指すなら、それはそれなりのことができるので、そのぐらいの構想が、非常によく書かれています、実際に区民には余り見えてこないんじゃないかなと思うんですね。

ですから、その辺を踏まえた上で、この大きな目標のところの、そのネットワークというところをどのように構築するのかをもう少し掘り下げていただいて、地域には図書館があり地域センターがあり学校がありという、区民はどこに足を運ぶのがいいのか。やっぱり、できれば一つのかなめのところでいろいろ集配ができてというシステムが、どんなサービスでもこれから必要なんじゃないかなと思うんですけども、その辺のところをもしよろしければ、もう一度掘り下げていただければありがたいなと思います。

大島委員長

はい、どうぞ。中央図書館長。

中央図書館長（統括）

そうですね。おっしゃるとおりかと思います。

今の確かに地域図書館、機能的に見ますと非常に狭小であるということはもうはっきりしてますし、これから仮にこの地域図書館の整備を図っていくということになれば、やはりある程度の規模を持ったものとして当然出てくるだろうと。

どこでも図書館ということで、学校の図書館を地域に開放する。あるいは、地域センターなどでサービスポイントを展開するといっても、それは要するにかなり絞られた、単純に例えばサービスポイントであれば、本の貸し出し、返却ということでの通過地点としての役割、あるいは学校図書館を地域に開放するといったような場合でも、だれでも来るといよりは、ある程度やっぱりターゲットといいますか、どちらかというと、例えば子育

て中の親子だとか、あるいはおじいちゃんが、おばあちゃんが子どもと一緒に連れてくる  
とか、そういうイメージですよ。

図書館の場合については、もう少し幅広くて、だれでももちろん来るんですけども、  
そこで本を見ると同時に、あわせて滞在的な形で自分でそこで少し研究するなり読書をす  
るとか、いろんかなり複合的な要素というのは図書館は持っている。そういう意味で、  
施設的な規模としてもある程度は一定のものを用意したいと。

本文の中では、およそ1,500平米、これどうしても土地のことを考えるとそうなってし  
まうんですけども、その限られた中で最大減のキャパシティを持ったものとして整備  
を図っていきたいということで考えています。

そういう意味では、非常に地域図書館としての基本的な役割というのは、ある程度非常  
に多極的な部分、どこでも図書館、機能としていろんな形で純粋なものが一つずつあると  
いうのとあわせて、総合的なものも地域に展開するんだと。それについては、ある程度の  
規模的なものも要するに必要なんじゃないのかということかと思えます。

そのための条件として、今回例えば交通の結節点のようなところ、そういう利便性など  
も考慮しながら、やはり整備をしていく必要があるだろうということも加えて記載してお  
りますので、今山田委員のほうからお話があったような部分というのは、やっぱり少し長  
期的なスパンで見ると、一つの方向性をきちんと示しているんじゃないかなというふ  
うに思っております。

大島委員長

はい、どうぞ。

山田委員

と言いますのは、後で議論が出ます地域型スポーツクラブ構想にしても、仲町小学校の  
跡地に、いろんな区の多機能的なものを入れているわけですよ。ということは、区民は  
そこに行けばいろんなもののニーズにこたえてくれるという施設になるわけなので、やは  
り教育委員会だから図書館は図書館だけではなくて、区民の目線からいけば、ここに行けば  
こんなことがいろいろできるという多目的に応じた機能的なものをつくって、それを区民  
に開放していくというような視点でないと、おのおののセクションが、私はこうつくる、  
こうつくるではないほうがいいんじゃないかなと。まさしく、今度の仲町なんかは一つの  
モデルではないかなと僕思ったので、そういった方向でのご検討をぜひさせていただけれ  
ばと思います。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

最後にちょっと私の感想というか考えなんです、今山田委員のおっしゃられた図書館のあり方というの、大変有意義な意見だと思うんですが、それと先ほど飛鳥馬委員のほうから出たそもそも図書館というものの機能ということで、本とか資料とかという紙に書いたものを検索するというのが今までの図書館の機能だと思うんですが、それをどこまで飛び越して図書館がやっていくかということで、起業支援とか、あるいは職業訓練とか、職業選択についてのアドバイスとか、そういうことをどこまでやるのかというのは考えなきゃいけないことだと思うんです。

私自身もまだ勉強不足で、こうしたほうが良いというような具体的な意見はないんですけども、これからちょっと私も勉強したいと思っているんですけども、飯田橋のハローワークに起業専門の部署があって、ちゃんといろんな役所への書類の提出の仕方まで面倒を見てくれるというような、そういう機能がある中で、図書館というのがどこまで踏み込んでいくのか。あるいは、高木委員がおっしゃられたように、いろいろ経済団体などと手を組んで支援の方向があるのかとか、そういう従来の図書館を超えた機能について、どこまで中野の図書館としてやっていくのかということも、我々も含めてちょっとこれからもう少し考えていきたいなというふうに、私は思った次第でございます。

そんなことで、きょうのところはよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの協議内容も踏まえまして、また事務局のほうでも検討を進めていただきたいと思います。

それでは、次の協議事項で「教科書採択について」の協議を進めますが、ここでお諮りをいたします。

教科書採択に関する教育委員会の審議過程につきましては、教科書採択の公正を確保するため、中野区立学校教科用図書採択に関する規則第10条の規定に基づき、採択が行われるまでの間は非公開とすることと定められていますので、本日の定例会を含め、教科書採択に関する教育委員会は採択が行われるまで非公開といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

大島委員長

では、全員賛成ですので、ただいまより会議を非公開といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

(平成21年第27回定例会において公開の議決がされたため、以下の非公開部分を公開)

大島委員長

定例会を暫時休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時15分 再開

大島委員長

では再開いたします。

本日の協議事項の教科書採択にかかわる職員として、統括指導主事に出席を求めていますのでご了承ください。

また、中野区立中学校教科用図書選定調査委員会の調査報告をしていただくために、選定調査委員会の委員長、鈴木一男さんにご出席をいただきたいと思いますのでご了承ください。

それでは、初めに指導室長からこれまでの経過について報告を受け、続いて選定調査委員会の委員長から教科用図書選定調査委員会の報告をお願いしたいと思います。

さらに、教科用図書選定調査研究結果報告及び中野区立学校教科用図書の採択に関する要綱に基づき寄せられた学校、生徒、区民の意見につきまして報告を受け、質問の時間を若干設け、その後協議を行いたいと思います。

それでは、指導室長からこれまでの経過について報告をお願いいたします。

はい、どうぞ。

指導室長

それでは、教科書採択につきまして、これまでの経過を簡単にご説明をさせていただきます。

まず、本区の教科書採択でございますけれども、中野区立学校教科用図書の採択に関する規則並びに要綱に基づきまして進めております。

具体的には、本年5月22日の教育委員会におきまして、教科書採択の基準等について決定していただきました。その際、調査研究すべき基準等、採択の基準や調査研究すべき事項、また区民、学校、生徒からの意見聴取の方法などについても、あわせてご決定をいただいたところでございます。

本日もご報告をいただきます選定調査委員会につきましても、その折に委員候補の選出をしていただきました。それに先立ちまして、2月に選定調査委員の区民の募集につきまして広報等で周知したところでございます。

また、4月に入りまして選定調査委員の推薦依頼を各学校に出ささせていただいたところでございます。この委員の候補の選出を経て、5月22日の教育委員会定例会におきまして、選定調査委員会の委員の決定をしていただきました。

選定調査委員会につきましては、5月28日に委嘱・任命をいただきまして、その後審議を進めていただいたところでございます。

この委員会につきましては、前回の平成17年度の調査研究の結果報告、また各学校、生徒、保護者、区民等の意見や、報告等を踏まえて慎重に審議をしていただきました。本日、ここにそのまとめとして委員長よりご報告をいただくことになっております。

今お話ししましたように、平成17年度、前回の中学校の教科用図書の採択にかかわる調査研究の結果報告につきましては、後で詳細をお話をいたしますけれども、本年度は新たな検定を受けたものが歴史の教科書1者のみでございましたので、それ以外のものにつきましては前回の調査研究の資料をそのまま使わせていただくという形になっております。

経過については以上でございます。よろしく願いいたします。

大島委員長

それでは、続きまして中野区立中学校教科用図書選定調査委員会委員長、鈴木一男さんから、選定調査委員会における調査の報告をお願いいたします。

選定調査委員会委員長

鈴木でございます。よろしく願いいたします。

お手元でございます教科用図書選定調査委員会報告書に沿いまして、ご報告をさせていただきます。

初めに、教科用図書選定調査委員会ですが、学識経験者3名、区立中学校の校長先生と副校長先生3名、区立中学校の教諭の方3名、区立中学校に在籍する生徒の保護者3名、区民の方3名の計15名から成る委員会でございます。

選定調査委員会は、本年5月28日に設置されました。第1回の会合は設置された日の5月28日に開会し、その後7月7日、7月13日、7月22日の計4回の委員会を開会し、すべての教科書について調査をいたしました。

なお、調査を進めるに当たり、中野区における教科書採択の基準に沿って調査を進めてまいりました。

それでは、これから教科種目ごとに順に報告をさせていただきます。

なお、具体的な内容は、お手元の報告書にできるだけ記述させていただきましたので、特に委員会で話し合いをしていく中で話題になりましたことを中心にご報告をさせていただきたいと思います。

それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、国語から順に報告書に沿って報告をさせていただきたいと思います。

まず国語ですが、現行が教育出版株式会社のものがございます。

委員の中の意見には、新学習指導要領では言語活動が重視されています。伝え合うことに力を入れた構成になっている現行教科書は、コミュニケーション能力を大切にしている中野区としては適切であるというようなご意見。あるいは、第一部基本、第二部が補充と発展、第三部が言語・知識に構成されており、基本の習得という点で非常によいと。また、身につけさせたい言葉の力など、ねらい別の配列に工夫が見られますというようなご意見がございました。

ということで、現行の教育出版株式会社の教科書がふさわしいという意見が多数でございました。

続きまして、国語の書写についてご報告をさせていただきます。

筆の進め方や床の上で書く姿勢など、また机の上で書く姿勢の写真などが載せられていて非常にわかりやすい。題材も道徳的なものが取り扱われていて、非常にためになるというようなご意見がございました。

また、国語の教科書と関連性があり、同じ発行者のものが使いやすいのではないかと。それぞれ別の発行者を選ぶほどの差は見られないというような、現行の教育出版の国語の教科書と同じ教育出版のほうがよろしいのではないかとのご意見でした。

ということで、現行教育出版株式会社のものがふさわしいということのご意見が多数でございました。

続きまして、社会の地理分野でございますが、現行が教育出版株式会社でございます。

内容として、環境にも目を向けており、改正された教育基本法にも整合性が保たれているというようなご意見、あるいは調べ学習を一番多く取り入れているのが教育出版株式会社のものであると。あるいは、地理という暗記に偏ってしまいがちですが、調べ学習や学び合いが求められている。その点、発展が明記されているなど、バランスが非常によいのではないかとというようなご意見でございました。

ということで、現行の教育出版株式会社のものがふさわしいというご意見が多数でございました。

続きまして、社会の歴史的分野でございますが、現行が東京書籍株式会社のものがございます。

歴史上の人物と、その説明と巻末の人物索引が連動していて非常によいという、内容の面ですが、そういうご意見。あるいは「深めよう」というような項目がございまして、このところで発展的な学習も対応できるので、非常に指導しやすいのではないかとご意見。あるいは、目次が細かく分類されていて、学習の見通しが持てる構成になっているというようなご意見でございました。

なお、今年度検定がございました自由社のものですが、いろいろな意見がございました。内容ですが、昭和天皇の扱いが大きく、学習としてそれだけを取り上げるのは難しいのではないかと、自由社に対してですね。あるいは、女性に関する記述に課題があるのではないかと。あるいは、内容的に構成の上でボリュームがあるために、副読本として興味がある人が読むのにはよいかもしいかもしれませんが、教科書としては扱いにくいのではないですかというようなご意見。あるいは、自由社に対して、古代に関する記述の割合が多過ぎるように感じますというようなご意見がございました。

また、年表が横書きになっているなどの工夫があつて、使いやすいのではないですかというような、自由社に対するご意見などもございました。

いろいろなご意見がございましたが、総合的に判断しますと現行の東京書籍株式会社の教科書がふさわしいのではないかとご意見が多数でございました。

続きまして、社会の公民的分野です。

現行は、教育出版株式会社の教科書でございます。

内容的には、新しい話題が多くて、古い感じがしないというようなご意見。あるいは、構成面では現場で困るという意見もなく、バランスが非常によいのではないかとというようなご意見がございました。

現行の教育出版株式会社のものがふさわしいというご意見が多数だったと思います。

続きまして、社会の地図でございますね。

現行が、株式会社帝国書院の教科書でございます。

ご意見の中に、内容としては地図と一緒に国旗が描かれているので、その点が非常によい。あるいは、学校の現場では使いやすいという声が多くて、大人になっても使える地図帳になっているというようなご意見がございました。

現行の帝国書院の教科書がふさわしいというご意見が多数でございました。

続きまして数学ですが、現行が大日本図書株式会社の教科書でございます。

内容面では、活動しながら考える学習となっており、考える力を身につけやすく生徒の力を伸ばせるのが非常によいのではないかというようなご意見。あるいは、身の周りのものから入りやすく無理なく構成されているという、構成面ですね、というご意見がございました。

ということで、現行の大日本図書株式会社の教科書がふさわしいというご意見が多数でございました。

続きまして理科の第1分野ですが、現行では大日本図書株式会社の教科書でございますが、内容面では水溶液で酸性雨を扱っているのは、実生活に結びつけるという点で非常に意味があるというようなご意見がございました。

また、大日本図書株式会社の教科書は、探究型学習の構成になっている点が非常によいというご意見。あるいは、実験の記述が大変わかりやすいというようなご意見がございました。

ということで、第1分野について大日本図書株式会社の教科書がふさわしいというご意見が多数でございました。

同じ理科の第2分野でございますが、現行が大日本図書株式会社の教科書でございます。内容面では、探究心を育てていく内容でよいと。あるいは、きれいな写真が載せられていて、非常に子どもにとって読みやすい内容になっていると、見やすい内容になっているというようなご意見等がございました。

ということで、理科の第2分野については、大日本図書株式会社の教科書がふさわしいというご意見が多数でございました。

続きまして音楽ですが、現行が株式会社教育芸術社の教科書でございます。

構成面等では、楽譜の下の写真は曲と合っているため、生徒がイメージしやすくして非常

によいと。あるいは、表記面ですが、きれいな写真が載せられている点が非常にすばらしいとか、あるいは使用上の便宜の点では、洋楽から邦楽に移行する展開が、生徒の実態に合っていて導入しやすいとかというようなご意見がございました。

ということで、音楽、一般につきましては、株式会社教育芸術社の教科書がふさわしいというご意見が多数でございました。

音楽の器楽合奏ですが、現行の教科書は株式会社教育芸術社でございます。

内容面では、楽器の説明が非常に詳しくて丁寧でよいと。あるいは、和楽器の解説がよいというような、わかりやすいというようなご意見等々がございました。

ということで、音楽の器楽合奏につきましても、株式会社教育芸術社の教科書がふさわしいというご意見が多数でございました。

続きまして美術ですが、現行は開隆堂出版株式会社の教科書でございます。

内容面では、生徒の作品が多く掲載され、授業で生徒が参考にできて非常によいと。その生徒作品の数が310点ということで、他者の教科書よりも多いというようなご指摘もございました。

あるいは、内容面で高齢者と接している絵などが入っていて、非常に今高齢者の問題もいろいろあるわけですが、そういう点で配慮がなされていてよいというようなご意見がございました。

ということで、美術については現行の開隆堂出版株式会社の教科書がふさわしいというご意見が多数でございました。

続いて保健体育ですが、現行は学研教育みらいの教科書が使用されております。内容等のご意見では、喫煙、薬物、エイズなど、学校全体で指導したほうがよいものが載せられている、取り扱われている点がよいというようなご意見がございました。あるいは、ストレスの解消法などが載っているのがよいと。あるいは、救急法の取り扱いが載せられているのがよいというような、現行の学研教育みらいの教科書がふさわしいというご意見が多数でございました。

続きまして技術家庭の技術的分野ですが、現行が開隆堂出版株式会社の教科書でございます。

内容面では、資料が豊富であり、基礎・基本が明確である。特に木材加工が詳しく説明されているというようなご指摘、ご意見。あるいは、コンピューターについて詳しく書かれていて、あわせて情報、モラルについても記述がなされているというような点のご意見

もございました。

ということで、技術的分野につきまして、現行の開隆堂出版株式会社の教科書がふさわしいというご意見が多数でございました。

続いて技術家庭の家庭分野ですが、現行は開隆堂出版株式会社の教科書でございます。

内容面では、資料が豊富で基礎・基本が明確になっている。特に、調理の面では詳しく説明がなされているというようなご意見がございました。

また、冷房の温度設定を高くすることで節電ができることをデータで説明しており、環境保全の観点からもよいというようなご意見がございました。

ということで、家庭分野につきましては、開隆堂出版株式会社の教科書がふさわしいというご意見が多数でございました。

続きまして外国語、英語でございますが、株式会社三省堂の教科書が現行で使われております。

内容面のご意見としては、英語が楽しくなるような教科書です。また、会話も非常に自然になって組まれていますというようなご意見。あるいは、環境や政治、戦争、途上国の問題など、英語学習を通していろいろなことを考えさせる教材になっています。また、考えて文をつくるような題材が盛り込まれていて非常によいというようなご意見等がございました。

ということで、英語につきましては現行の株式会社三省堂の教科書がふさわしいというご意見が多数でございました。

以上が、選定調査委員会における報告とさせていただきますが、今回は新たに検定を受けた教科書が、歴史的分野の1者であったこと、あるいは学習指導要領改訂のため、教科書使用期間が平成22、23年の2年間であることから、生徒のこと、あるいは学校の教育課程のこと等を十分考慮しても、最終的には現行使用の教科書がよいのではないかという意見がほとんどでした。教科書を今回変更するよりも、先生方によりよい教え方を工夫していただきたいという思いが強いようでした。すべての委員の方が熱心に話し合いを進め、中野の中学生にとって一番ふさわしい教科書についてさまざまな意見が出されました。本日の報告が、これから教育委員会で教科書採択の協議を進めるに当たり、役に立つことを願っております。

以上で報告を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

大島委員長

ありがとうございました。

丁寧な調査をしていただきまして、まことにご苦労さまでございました。参考にさせていただきます。ご出席ありがとうございました。

次に、教科用図書選定調査研究会の報告及び学校、生徒、区民の意見について報告をお願いいたします。

はい、どうぞお願いいたします。

指導室長

それでは、ただいまご報告いただきました教科用図書選定調査委員会の下部組織に当たります調査研究会の報告、それから学校、生徒、区民の意見について報告をさせていただきます。

この報告の内容につきましては、既に委員の先生方に資料として文書でお示ししているところでございます。

冒頭申し上げましたように、調査研究会の報告でございますけれども、本来ならばすべての教科書について行わなければいけないということでございますけれども、文部科学省の通知、平成21年4月15日付の通知によりまして、採択手続の一部を簡略化することも可能であるということがございます。それを受けまして、今年度は前回行われました平成17年6月に作成いたしました調査研究会の資料を、そのまま中野区としても使うということで動いております。

ただし、お話してございますように、新たな検定が歴史的分野で1者ございました。それについては報告をしていただいて、6月23日付で調査研究委員会から教科用図書選定調査委員会のほうにご報告をいただいたところでございます。

内容につきましては、またごらんいただければと思います。

次に、生徒の意見でございます。

生徒の意見につきましては、中野区の1年生から3年生までの生徒、1校から1学年1学級を抽出いたしまして3校にお願いをいたしました。具体的には、6月1日から22日までの間にアンケートを通じまして意見をまとめてございます。これもお渡ししているところでございますけれども、すべての子どもたちの意見をそのまま列挙して報告とさせていただきます。

さらに、区民の意見でございますけれども、これは法の定めによりまして開会しております教科用図書展示会、本区では教育センター、それから四つの生涯学習館の持ち回りで

行っております。その会場に意見箱を設置いたしまして、区民の方々の意見を聴取したところでございます。具体的には、6月9日から7月2日までの24日間を教育センター、5月21日から6月30日までを四つの生涯学習館において巡回をさせていただきました。

これにつきましても、すべて列挙しそのままの形でまとめてございますので、ごらんをいただければと思います。

以上、調査研究会、学校の意見、生徒の意見、区民の意見について概略をお話をいたしました。よろしくお願いいたします。

大島委員長

では、ただいまの報告につきましてご質問ございましたらお願いいたします。

ご質問はよろしいでしょうか。

どうぞ。

山田委員

区民からの声で、生涯学習館などの展示が非常に少なかった、日数的にですね。これは何か事情があったのかどうか教えていただきたいんですけれども。

大島委員長

はい、どうぞ。

指導室長

教科書の展示に供するための見本本が冊数が限られております。センターには常駐するという、それから教育委員会にも教育委員のみなさま方に見ていただくために保管しておかなければいけないこと。それで、そのほかの部分について、余っている部分について巡回するというところでございまして、どうしても期間が限られてしまいます。

ただし、法令で定められておりますのは教科書センターでの展示でございますので、特に生涯学習館等巡回しなければいけないという根拠はございません。

大島委員長

ほかにご質問はよろしいですか。

では、質問がないようですので、報告を終了させていただきます。

それでは、鈴木委員長、お忙しい中をありがとうございました。

それでは、次に教科書採択に関する陳情が2件提出されておりますので、報告をお願いいたします。 はい、どうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

それでは、陳情の2件について、お手元に資料をお配りしてございますので、ごらんをいただけますでしょうか。

1件が、「扶桑社版中学校歴史ならびに公民教科書、および自由社版中学校歴史教科書を採択しないことを求める陳情書」ということでございます。内容については、そこにあるとおりでございます。

もう1件につきましては、中野の教育を考える草の根の会からでございます。内容については、そこにあるとおりでございます。

以上でございます。

大島委員長

ただいま報告のありました陳情の取り扱いですが、教科書の採択が決定した後に、規則に基づき処理をすることとしたいと思います。

続きまして、教育委員会及び教育委員あての要望書などについて、改めて報告をお願いします。

はい、どうぞ。

指導室長

それでは、教育委員会の教育長あてに、東京都教職員組合中野支部長より要請書というものが出ております。お手元でございます。

「来年度から使用される中学校新教科書の採択に当たって教職員の意見を尊重することを求める要請書」というものでございます。

内容については、そこにあるとおりでございます。よろしくお願いいいたします。

大島委員長

それでは、改めて教科書採択の基準について再度確認をしたいと思いますので、指導室長から説明をお願いします。

どうぞ。

指導室長

それでは、教科書採択の基準でございますけれども、これにつきましては、5月22日付の教育委員会で決定をしていただきました。改めてもう一度申し上げます。

採択の基準として3点ございます。

1点目は学習意欲が喚起される教科書。2点目は、基礎学力の定着と発展的な学習にこたえられる教科書。3点目は、生徒にとって学びやすく、教師にとって教えやすい教科書、

この3点が採択の基準でございます。

よろしく願いいたします。

大島委員長

ただいま説明のありました教科書採択の基準に沿って協議を進めたいと思います。

次に、これからの教育委員会の進め方についてお諮りします。

まずこれからの予定ですが、定例会及び臨時会において、教科種目ごとに協議を行い、採択候補の教科書を選びたいと思います。その後、定例会、もしくは臨時会において、採択する教科書を決定することとしたいと思います。

次に協議の進め方ですが、第1に基本的に選定調査委員会の調査報告に基づき、教科種目ごとに教科書について協議を進めたいと思います。

第2に、具体的な協議の進め方につきましては、お手元の参考資料にあります教科種目の順に協議を行いたいと思います。その際、まず各教育委員からそれぞれ意見を伺い、各教科種目ごとに一つの教科書を採択候補ということにしたいと思います。

第3に、話し合いで一つの教科書を採択候補として取りまとめできない場合は、挙手により採択候補を決めたいと思います。その場合、過半数の賛成があることを条件にしたいと思います。

以上の3点についてご提案させていただきましたように進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。どうぞ、山田委員。

山田委員

休憩をお願いします。

大島委員長

暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前11時52分 再開

大島委員長

では再開いたします。

これからの教育委員会での、教科書採択の基本的なやり方、協議の進め方については、さきほどご説明したとおりでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

では、基本的なやり方、協議の進め方について、異議なしということでご賛同いただきましたので、定例会の議事はここで終了といたします。

今後の協議につきましては、本日7月24日午後1時から、教科書採択について臨時会を開会いたしたいと思います。

これをもちまして、教育委員会第25回定例会を閉じます。

午前11時53分閉会